

令和3年4月の報酬改定に伴う「介護給付費算定に係る体制等に関する届出」の留意事項
 (訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション)

- ・ 本県が所管する介護保険施設・事業所について、令和3年4月1日から算定を開始する加算等に係る「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」等の提出期限を、特例的に令和3年4月15日(木)とする取扱いとします。
- ・ 届出に添付する書類は、体制を変更する加算等についてのみ必要です。
- ・ 訪問リハビリテーションの **リハビリテーションマネジメント加算**については、新たな加算区分が設けられたことから、**算定する全ての事業所が届出を行ってください**。既存の届出内容が「2加算Ⅰ」、「5加算Ⅳ」の事業所が届出を行わなかった場合、4月からは「1なし」とみなされ、加算算定ができなくなります。
 また、新たに設けられた「**6加算Aロ**」、「**7加算Bロ**」を算定する場合は、「**LIFEへの登録**」が「**2あり**」であることが必要となります。
- ・ **サービス提供強化加算**については、新たな加算区分が設けられたことから、**算定する全ての事業所が届出を行ってください**。既存の届出内容が「2あり」の事業所が届出を行わなかった場合、4月からは「1なし」とみなされ、加算算定ができなくなりますのでご注意ください。
- ・ 加算等の算定内容に変更がなく、「LIFEへの登録」が「なし」の場合、届出の必要はありません。届出がない場合、「LIFEへの登録」は「なし」として処理します。

提出書類	書類提出前の自主確認事項
介護給付費算定に係る体制等に関する届出書 (別添届出書)	<ul style="list-style-type: none"> ・「法人等の所在地・名称、代表者の職・氏名」欄を記入、押印 ・「届出者」の名称・事務所の所在地、「代表者」の職・氏名・住所の欄と、「事業所」の所在地、「管理者」の氏名・住所の欄を、取り違えないよう注意 ・フリガナ、郵便番号、電話・FAX番号、Email等に記入漏れがないよう注意 ・「実施事業」欄は、「訪問リハビリテーション」、「介護予防訪問リハビリテーション」に○印 ・「指定(許可)年月日」欄に記入 ・「異動等の区分」欄は、該当項目に○印 ・「介護保険事業所番号」は、誤記入に注意 ・変更の場合、「異動項目」欄及び「特記事項」の「変更後」欄に変更内容を具体的に記入 ※例えば、「○○○体制を追加」等と記入
介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(別紙1-1)、 (別紙1-2)、(別紙1-3)	<ul style="list-style-type: none"> ・「記入担当者氏名」欄に、記入 ・「事業所番号」欄は、誤記入に注意 ・「事業所名」欄に誤って法人名等を記入しないよう注意 ・「記入担当者電話番号」、「異動区分」、「事業所電話番号」の各欄の記入漏れに注意 ・サテライト事業所については(別紙1-3)を使用
適用開始年月日	・「体制等に関する届出書」の「異動(予定)年月日」欄と同じ日付を記入
施設等の区分	・該当の施設区分に○を付けること
LIFEへの登録	・区分に○を付けること

②届出を要する加算と必要な添付書類

次の加算を算定する場合は、県への届出が必要です。

提出書類	書類提出前の自主確認事項
特別地域加算	必要な添付書類 なし ※対象地域に事業所が所在していること
中山間地域等における小規模事業所加算	①中山間地域等における小規模事業所加算に関する届出書（別紙2） ※対象地域に事業所が所在していること ※訪問リハビリテーションは、1月当たりの平均延訪問回数が30回以下であること。介護予防訪問リハビリテーションは、1月当たりの平均延訪問数が10回以下であること。 ※新規指定事業所については、4月目以降届出が可能。
リハビリテーションマネジメント加算	＜訪問リハビリテーション＞ ・「1 なし」、「3 加算Aイ（旧加算Ⅱに相当）」、「6 加算Aロ」、「4 加算Bイ（旧加算Ⅲに相当）」、「7 加算Bロ」のいずれかに○印 ※「6 加算Aロ」、「7 加算Bロ」を算定する場合は、「LIFEへの登録」が「2あり」であることが必要 ＜介護予防訪問リハビリテーション＞ ・「1 なし」、「2 あり」のいずれかに○印 ・加算を算定する場合は、「従業員の勤務の体制及び勤務形態一覧表（参考様式1）」及び「資格証の写し」を添付
移行支援加算 ※名称変更	＜訪問リハビリテーション＞ ・「1. なし」、「2. あり」のいずれかに○印 ・「2. あり」の場合は、「訪問リハビリテーション事業所における移行支援加算に係る届出（別紙17）」及び「根拠となる（要件を満たすことが分かる）書類の写し」を添付
事業所評価加算 〔申出〕の有無	＜介護予防訪問リハビリテーション＞ ・「1. なし」、「2. あり」のいずれかに○印
サービス提供体制強化加算	①サービス提供体制強化加算に関する届出書（別紙12-2） ※研修の実施等、加算の要件をすべて満たすこと。 ②サービス提供体制強化加算に係る確認表（別紙12-2付表） ※新たに事業開始する事業所については、4月目以降に届出が可能

※書類は原則として日本工業規格A4版とする。